

令和 7 年度山形県斑点米カメムシ類臨時特例対策事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 知事は、主食用米（酒造好適米を含む。以下同じ。）を対象とした斑点米カメムシ類被害防止に向けた対策推進のため、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知（令和 7 年 3 月 31 日最終改正））、持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知（令和 7 年 3 月 31 日最終改正））、及び米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領（令和 7 年 8 月 13 日付け 7 農産第 2323 号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、第 3 条に定める事業実施主体が事業を実施する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施主体 補助金の交付対象者であり、本事業を実行する役割を担う次条に掲げる組織等をいう。
- (2) 助成対象者 事業実施主体が助成を行う対象をいう。
- (3) 斑点米カメムシ類 県農作物病虫害防除基準において定める、アカスジカミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ、オオトゲシラホシカメムシ、コバネヒョウタンナガカメムシ等を総称していう。
- (4) 基本防除 県農作物病虫害防除基準において定める、斑点米カメムシ類を対象とした薬剤による防除をいう。穂揃期及び、その 7～10 日後の 2 回とする。
- (5) 追加防除 基本防除後に斑点米カメムシ類の発生状況が要防除水準を上回った場合に行う、薬剤による追加防除をいう。
- (6) 要防除水準 害虫に対する防除の要否判定の基準をいう。県における斑点米カメムシ類基本防除後の要防除水準は、水田内のすくい取り調査で斑点米カメムシ類が 1 頭以上確認された場合である。

(事業実施主体)

第 3 条 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 農業共済組合
- (3) 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (5) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の（2）に定める地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8837 号農林水産省経営局長通知）第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会を

いう。)

- (6) その他、知事が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

(支援の要件)

第4条 支援の要件は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 対象品目

主食用米（酒造好適米を含む。）

- (2) 助成対象者

ア 農業者

イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格化法人

エ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）

オ その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。）の組織する団体

- (3) 成果目標の基準

令和7年度に、斑点米カメムシ類を対象とした薬剤による追加防除を行った回数1回以上。

- (4) 事業の対象ほ場

斑点米カメムシ類を対象とした基本防除を適切に行ってなお、要防除水準を超える斑点米カメムシ類の発生が確認されたほ場。

- (5) 防除の規模及び方法

集落単位又は20ha以上の一定のまとまりをもったほ場においてドローン、無人ヘリ等による一斉防除。

(交付の対象及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる事業及び補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 令和7年産主食用米を対象として斑点米カメムシ類の基本防除後に実施する追加防除に係る薬剤の購入費

- (2) 令和7年産主食用米を対象として斑点米カメムシ類の基本防除後に実施する追加防除に係る薬剤の散布を委託する際に要する経費

2 補助単価は次のとおりとする。

- (1) 補助単価は、前条(4)に規定するほ場のうち斑点米カメムシ類を対象とした追加防除を行う面積に対し、10a当たり1,000円とする。ただし、同一ほ場における2回目以降の追加防除は対象に含めないものとする。

- (2) (1)で算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、令和7年8月7日から10月31日までとする。

(事業実施の手続き等)

第7条 事業実施主体は、知事が別に定める日までに、事業実施計画書を国実施要領別記様式第1号により提出するものとする。

知事は、提出された事業実施計画書等の内容について点検評価し、承認の可否を書面により通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条の規定における補助金交付申請書(様式第1号)の提出期限は令和7年11月28日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書(国実施要領別記様式第1号)
- (2) 事業評価報告書(国実施要領別記様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(調書等の保管)

第11条 規則第21条に規定する調書及び証拠書類は、令和8年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この補助金に関して、事業実施主体が提出する書類は農林水産部農業技術環境課に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に基づく事業の実施に当たっては、所轄の総合支庁産業経済部農業技術普及課又は病虫害防除所の指導を受けるものとする。

2 この要綱の運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月22日から施行する。